

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4293594号
(P4293594)

(45) 発行日 平成21年7月8日(2009.7.8)

(24) 登録日 平成21年4月17日(2009.4.17)

(51) Int.Cl.

F 1

G06Q 20/00	(2006.01)	G06F 17/60	402
A63F 7/02	(2006.01)	A63F 7/02	328
G07F 7/12	(2006.01)	A63F 7/02	352F
G07F 7/08	(2006.01)	GO7F 7/08	B
		GO7F 7/08	S

請求項の数 7 (全 31 頁)

(21) 出願番号

特願2003-111216 (P2003-111216)

(22) 出願日

平成15年4月16日 (2003.4.16)

(65) 公開番号

特開2004-318470 (P2004-318470A)

(43) 公開日

平成16年11月11日 (2004.11.11)

審査請求日

平成18年3月20日 (2006.3.20)

(73) 特許権者 000144153

株式会社三共

東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号

(74) 代理人 100098729

弁理士 重信 和男

(74) 代理人 100116757

弁理士 清水 英雄

(74) 代理人 100123216

弁理士 高木 祐一

(72) 発明者 戸崎 智弘

群馬県桐生市境野町6丁目460番地 株式会社三共内

審査官 田付 徳雄

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】遊技用システム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

クレジットカード会社に接続された遊技用記録媒体管理機関に接続され、当該クレジットカード会社には直接接続されていない予め管理登録された登録遊技場において会員登録した会員遊技者が遊技を実施するための遊技用システムであって、

前記登録遊技場において発行され、遊技に使用可能な遊技用価値の大きさを特定可能な遊技用価値特定情報が記録された遊技用記録媒体の管理を行う前記遊技用記録媒体管理機関に設けられ、前記会員遊技者が所有するクレジットカードの利用可否を判定可能な利用可否情報を、当該クレジットカードを発行した前記クレジットカード会社より入手するためのクレジット情報入手手段と、

前記登録遊技場に設けられ、

該登録遊技場において前記会員遊技者に対して発行される会員用記録媒体に記録される該会員用記録媒体を個々に特定可能な会員用記録媒体特定情報と、当該会員用記録媒体の所有者が所有するクレジットカードを個々に識別可能なクレジットカード識別情報と、当該会員用記録媒体を所有する会員遊技者が過去の遊技にて獲得することで払い戻し可能に所有する貯蓄遊技媒体数とを対応付けて記憶、管理する会員情報記憶管理手段と、

前記会員用記録媒体を受付け、該受付けた会員用記録媒体に記録されている前記会員用記録媒体特定情報に対応付けて前記会員情報記憶管理手段に記憶されている貯蓄遊技媒体数のうちの所定数の遊技媒体の払い戻しを実施する払戻手段と、

前記会員用記録媒体を受付け、該受付けた会員用記録媒体から前記会員用記録媒体特定情

報を読み取り、該読み取った会員用記録媒体特定情報を送信するための会員用記録媒体処理手段と、

前記会員用記録媒体処理手段から送信されてきた前記会員用記録媒体特定情報と前記会員情報記憶管理手段の記憶情報とに基づいて、前記会員用記録媒体処理手段にて受けた会員用記録媒体の所有者が所有するクレジットカードのクレジットカード識別情報を特定し、該特定したクレジットカード識別情報と当該クレジットカードの利用確認を要求する旨の情報とを少なくとも含むクレジットカードの利用確認要求を、前記遊技用記録媒体管理機関に対して送信する利用確認要求送信手段と、

前記遊技用記録媒体管理機関に設けられ、

前記利用確認要求送信手段からの利用確認要求の受信に基づいて、当該利用確認要求に含まれるクレジットカード識別情報から特定されるクレジットカードの利用可否を、前記クレジット情報入手手段により入手した当該クレジットカードの利用可否情報から特定して確認するクレジット利用可否確認手段と、

該クレジット利用可否確認手段にて確認されたクレジットカードの利用可否を特定可能な利用確認結果情報を前記登録遊技場に送信する利用確認結果情報送信手段と、

前記登録遊技場に設けられ、前記利用確認結果情報送信手段から送信されてくる利用確認結果情報から特定されるクレジットカードの利用可否が利用可能であることに基づいて、所定金額に相当する遊技に使用可能な遊技用価値の大きさを特定可能な遊技用価値特定情報が記録された遊技用記録媒体を発行する遊技用記録媒体発行手段と、

を備えることを特徴とする遊技用システム。

10

20

【請求項 2】

前記遊技用記録媒体管理機関に設けられ、前記クレジット情報入手手段によって予めクレジットカード会社より入手した前記利用可否情報を記憶するとともに、該利用可否情報を更新、管理するための利用可否情報記憶管理手段を備え、

前記クレジット利用可否確認手段は、前記利用可否情報記憶管理手段に記憶されている利用可否情報に基づいて利用可否を特定、確認する請求項 1 に記載の遊技用システム。

【請求項 3】

前記遊技用記録媒体管理機関に設けられ、クレジットカードの利用可能額をクレジットカード会社より入手する利用可能額入手手段と、前記クレジット利用可否確認手段における確認結果が利用可であるときに、前記利用可能額入手手段によって入手した利用可能額を特定可能な利用可能額情報を前記登録遊技場に送信するための利用可能額情報送信手段と、を備え、

前記遊技用記録媒体発行手段は、前記利用可能額情報送信手段から送信されてきた利用可能額情報から特定される利用可能額の範囲内の所定額に相当する大きさの遊技用価値を特定可能な遊技用価値特定情報が記録された遊技用記録媒体を発行する請求項 1 または 2 に記載の遊技用システム。

30

【請求項 4】

前記遊技用記録媒体管理機関に設けられ、

前記遊技用記録媒体発行手段において遊技用記録媒体の発行に供された利用金額を各クレジットカード毎に集計するための利用金額集計手段と、該利用金額集計手段にて集計された所定期間における合計利用金額と該所定期間において会員遊技者が利用可能として設定された発行利用限度額とから、各時点における発行利用可能額を特定する発行利用可能額特定手段と、を備え、

前記利用可能額情報送信手段は、前記発行利用可能額特定手段にて特定した発行利用可能額がクレジットカード会社より入手した利用可能額以下であるときには該発行利用可能額を特定可能な利用可能額情報を前記登録遊技場に送信し、前記発行利用可能額特定手段にて特定した発行利用可能額がクレジットカード会社より入手した利用可能額を上回るときには該利用可能額を特定可能な利用可能額情報を前記登録遊技場に送信する請求項 3 に記載の遊技用システム。

【請求項 5】

40

50

前記遊技用記録媒体発行手段は、前記利用可能額情報送信手段より送信されてくる利用可能額情報から特定される利用可能額を報知する利用可能額報知手段を含む請求項3または4に記載の遊技用システム。

【請求項6】

前記遊技用記録媒体管理機関に設けられ、前記遊技用記録媒体発行手段において遊技用記録媒体の発行に供された利用金額と該遊技用記録媒体の発行に供された会員用記録媒体の会員用記録媒体特定情報から特定されるクレジットカード識別情報とを含む利用情報を収集するための利用情報収集手段と、該利用情報収集手段にて収集された利用情報をクレジットカード会社に送信するための利用情報送信手段と、を備える請求項1～5のいずれかに記載の遊技用システム。

10

【請求項7】

前記登録遊技場に設けられ、
該登録遊技場にて発行済みの会員用記録媒体或いは新たに発行しようとする会員用記録媒体に記録された前記会員用記録媒体特定情報と、前記発行済みの会員用記録媒体の所有者或いは新たに発行しようとする会員用記録媒体の所有予定者が所有するクレジットカードのクレジットカード識別情報とを入力するための登録情報入力手段と、

該登録情報入力手段から入力されたクレジットカード識別情報とクレジットカード識別情報から特定されるクレジットカードの利用登録の可否確認を要求する旨の情報を少なくとも含む利用登録可否確認要求を前記遊技用記録媒体管理機関に送信するための利用登録可否確認要求送信手段と、

20

前記遊技用記録媒体管理機関に設けられ、

前記利用登録可否確認要求送信手段からの利用登録可否確認要求の受信に基づいて、該受信した利用登録可否確認要求に含まれるクレジットカード識別情報と該クレジットカード識別情報から特定されるクレジットカードの認証を要求する旨の情報を含む認証要求を、当該クレジットカードを発行したクレジットカード会社に対して送信する認証要求送信手段と、

該認証要求送信手段からの認証要求の送信に基づいてクレジットカード会社から返信されてくる認証結果に基づいて当該クレジットカードの認証可否を特定し、該特定した認証可否が認証可であるときに、当該クレジットカードの利用登録を可能とする旨を特定可能な利用登録確認情報を、前記利用登録可否確認要求を送信してきた登録遊技場に対して返信する利用登録確認情報送信手段と、

30

前記登録遊技場に設けられ、前記利用登録確認情報送信手段からの利用登録確認情報の受信に基づいて、前記登録情報入力手段から入力された会員用記録媒体特定情報とクレジットカード識別情報を対応付けて前記会員情報記憶管理手段に新たに登録させるための新規会員情報登録手段と、

を備える請求項1～6のいずれかに記載の遊技用システム。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術の分野】

本発明は、遊技場においてクレジットカードを用いて遊技を実施することができる遊技用システムに関する。

40

【0002】

【従来の技術】

近年、遊技場にあっては、顧客が現金の引き出しにおける不便を解消するとともに、これら現金の引き出しにおいて遊技機が占拠された状態で離席が実施されることに伴なう稼働率の低下を防止する等のことを目的として、クレジットカードを用いて遊技媒体であるパチンコ球を貸し出すものがあった（特許文献1）。

【0003】

また、従来の遊技場において使用されているプリペイドカード等の遊技用記録媒体では、正規に発行されたものでも、拾ったものでも遊技に使用できてしまうことから、これらの

50

不都合を解消するためにクレジットカードを用いて遊技媒体であるパチンコ球を貸し出すものがあった（特許文献2）。

【0004】

【特許文献1】

特開平10-5415号公報（第8頁～第11頁、第14図）

【特許文献2】

特開2001-310076号公報（第7頁～第8頁、第2図）

【0005】

【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、これら前記した遊技用管理システムや遊技媒体貸出機構では、利用カードを発行するため或いは玉貸を受けるためにクレジットカードを利用する毎に当該クレジットカードを発行したクレジットカード会社にアクセスして利用確認を行うために、各遊技場とクレジットカード会社を個々に接続しておく必要があり、システムの構築に際して多大な費用が必要であるという問題があった。

10

【0006】

よって、本発明は上記した問題点に着目してなされたもので、クレジットカードを使用する場合の利用確認を、各遊技場とカード会社とを個々に接続することなく実施できるようにして、システムの構築に際して従来のような多大な費用を必要としない遊技用システムを提供することを目的としている。

【0007】

20

【課題を解決するための手段】

前記した問題を解決するために、本発明の遊技用システムは、クレジットカード会社に接続された遊技用記録媒体管理機関に接続され、当該クレジットカード会社には直接接続されていない予め管理登録された登録遊技場において会員登録した会員遊技者が遊技を実施するための遊技用システムであって、

前記登録遊技場において発行され、遊技に使用可能な遊技用価値の大きさを特定可能な遊技用価値特定情報が記録された遊技用記録媒体の管理を行う前記遊技用記録媒体管理機関に設けられ、前記会員遊技者が所有するクレジットカードの利用可否を判定可能な利用可否情報を、当該クレジットカードを発行した前記クレジットカード会社より入手するためのクレジット情報入手手段と、

30

前記登録遊技場に設けられ、

該登録遊技場において前記会員遊技者に対して発行される会員用記録媒体に記録される該会員用記録媒体を個々に特定可能な会員用記録媒体特定情報と、当該会員用記録媒体の所有者が所有するクレジットカードを個々に識別可能なクレジットカード識別情報と、当該会員用記録媒体を所有する会員遊技者が過去の遊技にて獲得することで払い戻し可能に所有する貯蓄遊技媒体数とを対応付けて記憶、管理する会員情報記憶管理手段と、

前記会員用記録媒体を受付け、該受付けた会員用記録媒体に記録されている前記会員用記録媒体特定情報に対応付けて前記会員情報記憶管理手段に記憶されている貯蓄遊技媒体数のうちの所定数の遊技媒体の払い戻しを実施する払戻手段と、

前記会員用記録媒体を受付け、該受付けた会員用記録媒体から前記会員用記録媒体特定情報を読み取り、該読み取った会員用記録媒体特定情報を送信するための会員用記録媒体処理手段と、

40

前記会員用記録媒体処理手段から送信してきた前記会員用記録媒体特定情報と前記会員情報記憶管理手段の記憶情報とに基づいて、前記会員用記録媒体処理手段にて受付けた会員用記録媒体の所有者が所有するクレジットカードのクレジットカード識別情報を特定し、該特定したクレジットカード識別情報と当該クレジットカードの利用確認を要求する旨の情報を少なくとも含むクレジットカードの利用確認要求を、前記遊技用記録媒体管理機関に対して送信する利用確認要求送信手段と、

前記遊技用記録媒体管理機関に設けられ、

前記利用確認要求送信手段からの利用確認要求の受信に基づいて、当該利用確認要求に含

50

まれるクレジットカード識別情報から特定されるクレジットカードの利用可否を、前記クレジット情報入手手段により入手した当該クレジットカードの利用可否情報から特定して確認するクレジット利用可否確認手段と、

該クレジット利用可否確認手段にて確認されたクレジットカードの利用可否を特定可能な利用確認結果情報を前記登録遊技場に送信する利用確認結果情報送信手段と、前記登録遊技場に設けられ、前記利用確認結果情報送信手段から送信されてくる利用確認結果情報から特定されるクレジットカードの利用可否が利用可能であることに基づいて、所定金額に相当する遊技に使用可能な遊技用価値の大きさを特定可能な遊技用価値特定情報が記録された遊技用記録媒体を発行する遊技用記録媒体発行手段と、

を備えることを特徴としている。

10

この特徴によれば、遊技用記録媒体の発行をクレジットカードにて実施する場合において、該クレジットカードの利用可否が、前記クレジット情報入手手段によりクレジットカード会社より入手した当該クレジットカードの利用可否情報に基づいて、遊技用記録媒体管理機関に設けられたクレジット利用可否確認手段にて特定されて、該利用可否を特定可能な利用確認結果情報が遊技用記録媒体を発行する各登録遊技場に送信され、該利用確認結果情報から特定されるクレジットカードの利用可否が利用可能である場合に遊技用記録媒体が発行されることで、これらクレジットカードの利用確認が、既に各登録遊技場と接続されている遊技用記録媒体管理機関を通じて実施されるようになるため、システムの構築に際して従来のような多大な費用を必要とすることがない。

【0008】

20

本発明の遊技用システムは、前記遊技用記録媒体管理機関に設けられ、前記クレジット情報入手手段によって予めクレジットカード会社より入手した前記利用可否情報を記憶するとともに、該利用可否情報を更新、管理するための利用可否情報記憶管理手段を備え、前記クレジット利用可否確認手段は、前記利用可否情報記憶管理手段に記憶されている利用可否情報に基づいて利用可否を特定、確認することが好ましい。

このようにすれば、利用確認要求の受信毎に利用可否情報をクレジットカード会社より入手する場合に比較して、クレジットカードの利用可否の確認を迅速化することができる。

【0009】

本発明の遊技用システムは、前記遊技用記録媒体管理機関に設けられ、クレジットカードの利用可能額をクレジットカード会社より入手する利用可能額入手手段と、前記クレジット利用可否確認手段における確認結果が利用可であるときに、前記利用可能額入手手段によって入手した利用可能額を特定可能な利用可能額情報を前記登録遊技場に送信するための利用可能額情報送信手段と、を備え、

30

前記遊技用記録媒体発行手段は、前記利用可能額情報送信手段から送信されてきた利用可能額情報から特定される利用可能額の範囲内の所定額に相当する大きさの遊技用価値を特定可能な遊技用価値特定情報を記録された遊技用記録媒体を発行することが好ましい。

このようにすれば、各クレジットカードの利用可能額の範囲内の所定額に相当する遊技用記録媒体しか発行されないため、クレジットカードによる遊技用記録媒体の過度の発行利用を抑止することができる。

【0010】

40

本発明の遊技用システムは、前記遊技用記録媒体管理機関に設けられ、前記遊技用記録媒体発行手段において遊技用記録媒体の発行に供された利用金額を各クレジットカード毎に集計するための利用金額集計手段と、該利用金額集計手段にて集計された所定期間における合計利用金額と該所定期間において会員遊技者が利用可能として設定された発行利用限度額とから、各時点における発行利用可能額を特定する発行利用可能額特定手段と、を備え、

前記利用可能額情報送信手段は、前記利用可能額特定手段にて特定した発行利用可能額がクレジットカード会社より入手した利用可能額以下であるときには該発行利用可能額を特定可能な利用可能額情報を前記登録遊技場に送信し、前記利用可能額特定手段にて特定した発行利用可能額がクレジットカード会社より入手した利用可能額を上回るときには該利

50

用可能額を特定可能な利用可能額情報を前記登録遊技場に送信することが好ましい。このようにすれば、予め定められた所定期間において会員遊技者が利用可能な発行利用限度額を設定しておくことで、該発行利用限度額と所定期間における合計利用金額とから特定される発行利用可能額が、前記クレジットカード会社より入手した利用可能額以下である場合には、該発行利用可能額を特定可能な利用可能額情報が遊技場に送信されて、該発行利用可能額の範囲内の所定額に相当する遊技用記録媒体しか発行されないため、遊技用記録媒体管理機関はクレジットカードの利用可能額とは個別にクレジットカードによる遊技用記録媒体の過度の発行利用を抑止することができる。

【0011】

本発明の遊技用システムは、前記遊技用記録媒体発行手段は、前記利用可能額情報送信手段より送信されてくる利用可能額情報から特定される利用可能額を報知する利用可能額報知手段を含むことが好ましい。

10

このようにすれば、遊技者は、自分がクレジットを利用して遊技用記録媒体の発行に使用できる利用可能額を確認することができる。

【0012】

本発明の遊技用システムは、前記遊技用記録媒体管理機関に設けられ、前記遊技用記録媒体発行手段において遊技用記録媒体の発行に供された利用金額と該遊技用記録媒体の発行に供された会員用記録媒体の会員用記録媒体特定情報から特定されるクレジットカード識別情報とを含む利用情報を収集するための利用情報収集手段と、該利用情報収集手段にて収集された利用情報をクレジットカード会社に送信するための利用情報送信手段と、を備えることが好ましい。

20

このようにすれば、クレジットカード会社に利用金額とクレジットカード識別情報とを含む利用情報が遊技用記録媒体管理機関を通じてクレジットカード会社に送信されるようになるため、これら決済のための利用情報の収集のために、各遊技場とクレジットカード会社とを個々に接続する必要がなく、システムの構築費用をより低減することができる。

【0013】

本発明の遊技用システムは、前記登録遊技場に設けられ、該登録遊技場にて発行済みの会員用記録媒体或いは新たに発行しようとする会員用記録媒体に記録された前記会員用記録媒体特定情報と、前記発行済みの会員用記録媒体の所有者或いは新たに発行しようとする会員用記録媒体の所有予定者が所有するクレジットカードのクレジットカード識別情報を入力するための登録情報入力手段と、

30

該登録情報入力手段から入力されたクレジットカード識別情報とクレジットカード識別情報から特定されるクレジットカードの利用登録の可否確認を要求する旨の情報を少なくとも含む利用登録可否確認要求を前記遊技用記録媒体管理機関に送信するための利用登録可否確認要求送信手段と、

前記遊技用記録媒体管理機関に設けられ、

前記利用登録可否確認要求送信手段からの利用登録可否確認要求の受信に基づいて、該受信した利用登録可否確認要求に含まれるクレジットカード識別情報と該クレジットカード識別情報から特定されるクレジットカードの認証を要求する旨の情報を含む認証要求を、当該クレジットカードを発行したクレジットカード会社に対して送信する認証要求送信手段と、

40

該認証要求送信手段からの認証要求の送信に基づいてクレジットカード会社から返信されてくる認証結果に基づいて当該クレジットカードの認証可否を特定し、該特定した認証可否が認証可であるときに、当該クレジットカードの利用登録を可能とする旨を特定可能な利用登録確認情報を、前記利用登録可否確認要求を送信してきた登録遊技場に対して返信する利用登録確認情報送信手段と、

前記登録遊技場に設けられ、前記利用登録確認情報送信手段からの利用登録確認情報の受信に基づいて、前記登録情報入力手段から入力された会員用記録媒体特定情報とクレジットカード識別情報を対応付けて前記会員情報記憶管理手段に新たに登録させるための新規会員情報登録手段と、

50

を備えることが好ましい。

このようにすれば、新たなクレジットカードの利用を希望する会員の登録における認証確認も、遊技用記録媒体管理機関を通じて実施されるようになるため、これら新たな利用登録に伴う認証確認のために、各遊技場とクレジットカード会社とを個々に接続する必要がなく、システムの構築費用をより低減することができる。

【0014】

【発明の実施の形態】

図1は本発明が適用された本実施例の遊技用システムの構成を示す図であり、この遊技用システムは、遊技場において複数配置された遊技島に並設される遊技機としてのカードリーダ式パチンコ機（以下パチンコ機）2に対して1対1に設置されるカードユニット3と、遊技場の所定箇所に設置され、ビジターカードの発行を行うカード発行機23と、遊技場の所定箇所に設置され、該遊技場にて発行される遊技用記録媒体であるビジターカードと、会員用記録媒体である会員カードに関する情報を管理するためのシステムコントローラ100と、予め管理登録されたこれらの各遊技場において発行されるビジターカードの管理を行う遊技用記録媒体管理機関であるプリペイドカード管理会社に設置された管理サーバ12とから主に構成されており、システムコントローラ100、カード発行機23、カードユニット3とはハブ（HUB）8'（図3参照）並びに通信ケーブル8を介してデータ通信可能に接続されているとともに、システムコントローラ100と管理サーバ12とは通信回線網11を介して双方向のデータ通信可能に接続されている。

【0015】

また、プリペイドカード管理会社に設置された管理サーバ12は、図1に示すように、予め管理登録された各登録遊技場の会員カードを所持する会員遊技者が所有するクレジットカードを発行している各クレジットカード会社A，B，C…或いは各クレジットカード会社からクレジットカードの管理を委託されているデータセンタ等の管理機関と双方向のデータ通信可能に接続されていて、これら各クレジットカード会社A，B，C…或いはデータセンタ等の管理機関から、会員遊技者が所有するクレジットカードの利用残額の情報を入手できるようになっている。

【0016】

尚、各クレジットカード会社A，B，C…或いはデータセンタ等の管理機関は、銀行等の金融機関に接続されていて、管理サーバ12から送信されてくる前記管理登録された登録遊技場においてビジターカードの発行に使用されたクレジットの利用金額（発行金額）とクレジットカードのクレジットカードIDとの情報を含む利用情報の受信に基づいて、該利用情報に含まれる利用金額（発行金額）をクレジットカード所有者の銀行口座から引き落とす決済処理を金融機関との間ににおいて実施できるようになっている。

【0017】

初めに、本実施例にて用いた会員用記録媒体である会員カードについて説明すると、本実施例では、これら会員カード用の記録媒体として、カードユニット3内に設けられている後述のカードリーダライタ327やカード発行機23に設けられているカードリーダ413やシステムコントローラ100に接続されているカードリーダ115と非接触にてデータ通信を行うことが可能な非接触式ICカードを使用しており、その内部メモリには、予め会員登録をした会員遊技者に対して、各会員遊技者を個別に特定可能とするために各会員遊技者に固有に付与された会員IDと、各会員カードを個々に特定可能とするために、各会員カードに固有に付与された会員用記録媒体特定情報である会員カードIDとが書き換え不可に記憶されている。

【0018】

また、カードユニット3またはカード発行機23にて発行されるビジターカードについて説明すると、このビジターカードにも会員カードと同様に非接触式ICカードが使用されており、その内部メモリには、各ビジターカードに残存する遊技用価値である度数の大きさを特定可能な遊技用価値特定情報であり、且つ各ビジターカードを個別に識別可能とするためのビジターカードID等が書き換え不可に記録されており、前記カードリーダライタ

10

20

30

40

50

タ327並びにカード発行機23に設けられているカードリーダライタ415により、パチンコ玉の貸出に使用される遊技用価値である度数等の情報が書き換え可能に記録される。

【0019】

次いで、本実施例に使用したカードユニット3について簡潔に説明すると、このカードユニット3は、前述のように遊技島に並設される遊技機としてのパチンコ機2に1対1に対応して設置されている。

【0020】

カードユニット3の前面には、図2に示すように、各種表示部や操作ボタン、紙幣挿入口302、硬貨投入口303、硬貨返却口313、カード挿入口319、ビジターカード装着口318が設けられている。

10

【0021】

カードユニット3の前面に設けられる表示部のうち、多機能表示部301は、内部に設けられた多機能LED301aの発光態様によりカードユニット3の動作状況等が報知される。

【0022】

また、カードユニット3の前面に設けられた表示部のうち、変更可能表示部305は、後述する貸出処理における貸出単位（1回の貸出操作で使用される度数の大きさ）の変更が可能である場合に、その内部に設けられた変更可能LED305a（図3参照）が点灯する。貸出単位表示部307は、前述した貸出単位が内蔵された貸出単位表示器307a（図3参照）により表示される表示部であり、度数表示部309は、ビジターカードから読み出された度数やエラーコード等が内蔵された度数表示器309a（図3参照）により表示される表示部である。方向指示表示部311は、対応する遊技機の連結方向を示す表示部であり、遊技機と接続されている場合に内部に設けられた方向指示LED311a（図3参照）が点灯する。挿入中表示部312は、前記カード挿入口319に会員カードが挿入中である場合に内部に設けられた挿入中LED312a（図3参照）が点灯する。会員カード用表示部314は、受付中の会員カードから特定される貯蓄玉数に基づく再プレイ可能回数等の情報が、内設された会員カード用表示器314a（図3参照）により表示される表示部である。

20

【0023】

また、カードユニット3の前面に設けられたボタンのうち、硬貨返却ボタン304は、硬貨投入口303から投入された硬貨が詰まった場合等において、硬貨を返却させる際に押圧するボタンである。貸出単位変更ボタン306は、貸出単位を変更する際に押圧するボタンである。端数ボタン308は、度数表示部309の表示内容を変更表示させる際に押圧するボタンである。テンキー315は、暗証番号等の入力を行う際に操作するキーである。発行ボタン316は、クレジットを使用してビジターカードを発行させる際に押圧するボタンである。再プレイボタン317は、貯蓄玉数の払戻を実施する際に押圧するボタンである。

30

【0024】

また、カード挿入口319とビジターカード装着口318とは、遊技者から見て左右に並設配置されている。カード挿入口319は、内蔵されるカードリーダライタ327（図3参照）の第1のカードスロット（図示略）に連設されており、このカード挿入口319を介して会員カード或いはカード発行機23にて発行されたビジターカードを第1のカードスロットに挿入可能とされているとともに、該第1のカードスロットに挿入されて使用済みとなったビジターカードを回収するための回収機構を有しており、該回収機構により回収されたビジターカードは再度発行に繰返し使用される。

40

【0025】

また、ビジターカード装着口318は、カードリーダライタ327のビジターカード専用収容室（図示略）に連設されており、このビジターカード装着口318を介してビジターカードをビジターカード専用収容室に装着可能とされている。

50

【0026】

また、ビジターカード専用収容室にビジターカードが装着された際には、この装着されたビジターカードの先端がビジターカード装着口318から突出する態様にて装着されるようになる。また、このビジターカード装着口318の前面には、透明カバー部材318'が取付けられるようになっており、これによりカードリーダライタ327に装着されたビジターカードが、透明カバー部材318'を通して視認できるとともに、透明カバー部材318'により装着されたビジターカードの抜き取りができない状態とされる。

【0027】

図3は、カードユニット3の構成を示すブロック図である。カードユニット3は、会員用記録媒体処理手段を成すカードリーダライタ327と、制御ユニット328と、から主に構成されている。

10

【0028】

本実施例のカードリーダライタ327は、前述したカード挿入口319から挿入された会員カードやビジターカード、並びにビジターカード装着口318に装着されたビジターカードの記録情報の読み出し並びに書き込みを行うとともに、HUB8'を介してシステムコントローラ100とデータ通信可能に接続されており、前記カード挿入口319から挿入されたカードがビジターカードである場合には、該ビジターカードに記録されている度数の情報やビジターカードIDがカードリーダライタ327にて読み取られてシステムコントローラ100に送信されることで、該ビジターカードの照合がシステムコントローラ100にて実施されるとともに、挿入されたカードが会員カードである場合には、該会員カードに記録された会員IDや会員カードIDが読み取られてシステムコントローラ100に送信されることで、システムコントローラ100にて貯蓄玉数の特定や該会員遊技者が所有しているクレジットカードのクレジットカードIDや使用期限の特定が実施される。

20

【0029】

制御ユニット328には、前述した各種LEDや表示器、スイッチ等の各種電気部品や紙幣識別ユニット322、硬貨識別ユニット324、が接続されている。

【0030】

制御ユニット328に接続された各種スイッチのうち、貸出単位変更スイッチ306aは、貸出単位変更ボタン306の操作を検知するスイッチであり、端数スイッチ308aは、端数ボタン308の操作を検知するスイッチであり、テンキースイッチ315aは、テンキーの操作を検知するスイッチであり、発行スイッチ316aは、発行ボタン316の操作を検知するスイッチであり、再プレイスイッチ317aは、再プレイボタン317の操作を検知するスイッチである。

30

【0031】

また、制御ユニット328には、特に図示しないが、接続されたパチンコ機2に設けられる貸出ボタン（パチンコ玉の貸出を行う際に操作されるボタン）や返却ボタン（受付け中の会員カードを返却させる際に操作されるボタン）の操作を検知する貸出スイッチや返却スイッチが接続されている。

【0032】

本実施例において制御ユニット328に接続された紙幣識別ユニット322は、紙幣挿入口302に投入された紙幣を取り込んでその真贋や紙幣種別の識別を行う。また、硬貨識別ユニット324は、硬貨投入口303より投入された硬貨の真贋並びに硬貨種別の識別を行う。

40

【0033】

制御ユニット328に接続された各種LEDや表示器は、制御ユニット328により制御される。また、制御ユニット328は、各種スイッチの検出信号や、紙幣識別ユニット322や硬貨識別ユニット324による識別信号の出力を受けて各種の制御を行う。

【0034】

また、制御ユニット328は、対応するパチンコ機2と接続されており、貸出処理に伴う

50

各種の信号の授受が可能とされているとともに、前述したカードリーダライタ327とデータ通信可能に接続されて各種コマンドの送受が実施可能とされている。

【0035】

本実施例のカードユニット3は、カード挿入口319に挿入されたビジターカードの使用の可／不可を判別する受付処理と、この受付処理において受けられたビジターカードより読み出された度数を使用して、対応するパチンコ機2に対してパチンコ玉の貸出を実施させる貸出処理と、カード挿入口319に会員カードが受付中である場合に、該会員カードに記録された会員カードIDからシステムコントローラ100において特定されるクレジットカードID並びに有効期限に基づいて、クレジットを使用して所定金額である1000円に相当する10度数をビジターカード装着口318に装着されているビジターカードに記録した後、この記録した度数の全てを使用して対応するパチンコ機2に対してパチンコ玉の貸出を実施させるクレジット発行貸出処理や、前記カード挿入口319に会員カードやビジターカードが受け付け中でない状況において低額紙幣(1000円紙幣)または硬貨(100円硬貨、50円硬貨)が挿入または投入されて識別された場合に、この識別された金額に相当する度数をビジターカード装着口318に装着されているビジターカードに記録した後、この記録した度数の全てを使用して対応するパチンコ機2に対してパチンコ玉の貸出を実施させる現金発行貸出処理や、対応するパチンコ機2に対し、以前の遊技にて貯蓄した貯蓄玉数のうちの所定数のパチンコ玉の払い戻しを実施させる払戻処理を行うようになっている。

【0036】

次いで、本実施例の遊技用システムを構成するカード発行機23を図4～図6に基づいて説明すると、該カード発行機23の外観形状は図4に示すようになっており、その前面にビジターカードの発行が可能であることを点灯することにより利用者に報知するための動作ランプ401と、会員カードを挿入するための会員カード挿入口402と、該会員カード挿入口402からの会員カードの返却を点滅点灯により報知するための会員カードインジケータ403と、硬貨を投入するための硬貨投入口410と、紙幣を挿入するための紙幣挿入口411と、該紙幣挿入口411からの返却紙幣或いは釣銭紙幣の排出を点滅点灯により報知する紙幣インジケータ412と、ビジターカードが排出されるカード発行口406と、該カード発行口406からビジターカードが排出されていることを点滅点灯により報知する発行インジケータ407と、クレジットによるビジターカードの発行において発行されるレシートが排出されるレシート排出口408と、該レシート排出口408からレシートが排出されていることを点滅点灯により報知するレシートインジケータ409と、該カード発行機23の操作ガイドや会員カードの挿入時においてビジターカードの発行に使用可能な利用可能額等が表示される表示部404及び利用者が操作可能な入力部405からなる操作部427と、が設けられている。

【0037】

前記操作部427は、図4に示すように、該カード発行機23の前面に形成された凹部426の底面に設けられており、入力部405からの暗証番号の入力状況が外方から不用意に見られないようになっている。

【0038】

また、該操作部427の入力部405には、図5に示すように、ビジターカードの購入金額を選択する金額入力キー422(1000円、3000円、5000円、10000円)と、暗証番号を入力するテンキー423(0～9)と、ビジターカードの発行を中止する際に操作されるキャンセルキー424と、前記テンキー423にて入力した暗証番号を決定する決定キー425とが設けられている。

【0039】

このカード発行機23の構成について説明すると、図6のブロック図に示すように、該カード発行機23には、前記動作ランプ401や、会員カードインジケータ403や、表示部404に内設されて操作案内や利用可能額等の情報を表示する表示パネル404aや、入力部405に設けられた金額入力キー422やテンキー423、キャンセルキー424

10

20

30

40

50

、決定キー425に対応する各スイッチが設けられたスイッチモジュール405aや、発行インジケータ407や、レシートインジケータ409や、紙幣インジケータ412に加えて、前記会員カード挿入口402に連設され、挿入される会員カードより該会員カードに記録されている会員IDや会員カードIDの読み取りを実施するカードリーダ413と、硬貨投入口410に連設されて投入された硬貨の真贋と硬貨金種の識別を行う硬貨識別ユニット428と、紙幣挿入口411に連設されて投入された紙幣を取り込んでその真贋や紙幣種別の識別を行う紙幣識別ユニット416と、前記カード発行口406に連設され、発行するビジターカードのビジターカードIDを読み取るとともに、発行金額に相当する大きさの度数データの書込を実施するカードリーダライタ415と、前記レシート排出口408に連設され、内部に収容されたプリント紙にビジターカードの発行に供された金額である発行金額等が記載されるレシートを印刷して前記レシート排出口408に排出するプリンタ414と、前記表示部404の表示動作の制御を行う表示ドライバ417と、後述するマイクロプロセッsingユニット(MPU)420の制御内容が記述された制御プログラム等を記憶する記憶部418や、前記システムコントローラ100とのデータ通信を行うための通信部429や、各種の制御処理を実施するマイクロプロセッsingユニット(MPU)420とを搭載された制御ユニット421と、が設けられ、該制御ユニット421は前記した各部に図6に示すように接続されて、その動作や点灯・消灯、表示内容等が制御ユニット421により制御されるようになっており、前記マイクロプロセッsingユニット(MPU)420が実施する制御プログラムに基づいてカード発行機23においては、各種スイッチの検出信号や、紙幣識別ユニット416や硬貨識別ユニット428による識別信号の出力を受けて、硬貨や紙幣の現金によるビジターカードの購入が実施可能とされている。10

【0040】

また、本実施例のカード発行機23は、前記通信部429並びに通信ケーブル8を通じてシステムコントローラ100に接続されており、該システムコントローラ100に対して前記カードリーダ413にて読み取った会員カードの会員IDや会員カードIDを含む発行許諾要求を送信するとともに(図12参照)、該発行許諾要求の送信に基づいてシステムコントローラ100から送信されてくる発行許諾としての利用可能額が前記表示部404に表示されるように、前記制御ユニット421により制御されるとともに、これら利用可能額の範囲内の所定額に相当するビジターカードを発行するように制御されることで、会員カードを使用してのクレジット利用によるビジターカードの購入が可能とされている。20

【0041】

ここで、本実施例に用いたシステムコントローラ100の構成について図7に基づいて説明すると、該システムコントローラ100は、コンピュータ内部にてデータの送受を行うデータバス101に、該システムコントローラ100が実施する後述する各種処理を行うCPU102、ワークメモリ等として使用されるRAM103、時刻情報やカレンダ情報を出力するRTC104、磁気ディスクや光磁気ディスクから成り、前記CPU102が実施する各種処理内容が記述されたプログラムや後述する各種テーブル(データベース)を記憶するための記憶装置105、ファンクションメニュー等が独自に割り当てられた専用化されたキーボードである入力装置106、各種情報を表示出力する表示装置107、各種情報をプリント出力するプリンタ108、前記カードユニット3(カードリーダライタ327)並びにカード発行機23とのデータ通信を行う通信部109、新たに利用可能とする会員遊技者が所有するクレジットカードのクレジットカードIDや当該会員遊技者に対して発行済み或いは発行予定の会員カードの会員カードIDを読み取るためのカードリーダ115が接続可能とされ、該カードリーダ115にて読み取られた各データを入力するための入力インターフェイス(I/F)110と、前記プリペイドカード会社に設けられた管理サーバ12と電話回線を通じて双方向のデータ通信を可能とするためのデジタルサービスユニット(DSU)111が接続された通常のコンピュータである。30

【0042】

50

また、前記CPU102は、前記記憶装置105に記憶されている処理プログラムに基づいて、当該遊技場において発行された遊技用記録媒体であるビジターカードに残存する度数等のビジターカードに関する情報の管理処理を実施する。

【0043】

さらに前記CPU102は、処理プログラムに基づいて、当該遊技場における各会員遊技者に関する情報とともに、各会員遊技者に既に発行済み或いは新たに発行しようとする会員用記録媒体である会員カードに関する情報の管理処理を実施する。

【0044】

さらに前記CPU102は、処理プログラムに基づいて、既に発行済み或いは新たに発行しようとする会員カードの会員カードIDに対応付けて、当該会員カードの所持者或いは所持予定者が所有するクレジットカードのクレジットカードIDを後述する会員情報テーブルに記憶する新規会員情報登録処理を実施する。

10

【0045】

さらに前記CPU102は、処理プログラムに基づいて、前記新規会員情報登録に際して、新規に利用登録するクレジットカードのクレジットカードIDと利用期限とを含む利用登録可否確認要求を管理サーバ12に送信する利用登録可否確認要求送信処理を実施する。

【0046】

さらに前記CPU102は、処理プログラムに基づいて、前記カードユニット3やカード発行機23から送信されてくる発行許諾要求に含まれる会員カードIDから当該会員カードを所持する会員遊技者の所有するクレジットカードのクレジットカードIDと利用期限とを特定し、該特定したクレジットカードIDと利用期限とを含む利用確認要求を管理サーバ12に対して送信する利用確認要求送信処理を実施する。

20

【0047】

さらに前記CPU102は、処理プログラムに基づいて、前記利用確認要求の送信に基づいて管理サーバ12から返信されてくる利用可能額データにより特定される金額が存在する場合に、ビジターカードの発行を許諾し、発行許諾要求を送信してきたカードユニット3またはカード発行機23に対し利用可能額データにより特定される金額である利用可能額の情報を含む発行許諾を返信する発行許諾返信処理を実施する。

【0048】

30

さらに前記CPU102は、処理プログラムに基づいて、カードユニット3またはカード発行機23にてビジターカードの発行に使用されたクレジット利用額の情報を含む利用情報を管理サーバ12に送信する利用情報送信処理等を実施する。

【0049】

また、前記記憶装置105には、これら各種処理を実施するための処理プログラムに加えて、図7に示す会員情報テーブルを含む各種テーブル（データベース）が記憶されている。

【0050】

まず、本発明の会員情報記憶管理手段を成す図7の会員属性情報テーブルには、各会員カードの会員ID毎に、各会員カードを個々に識別可能とするために各会員カードに固有に付与されて記録されている会員カードIDと、利用登録がある場合には各会員カードを所持する会員遊技者のクレジットカードのクレジットカードIDと、該クレジットカードの有効期限と、各会員遊技者が所有するその時点の貯蓄玉数と、本人確認のための暗証番号と、来店ポイント、並びに当該会員カードを所持する会員遊技者の氏名（名字並びに名前）、性別、年齢、誕生日、郵便番号、住所、電話番号等の各会員遊技者並びに会員カードに関する情報が対応付けて登録されている。

40

【0051】

また、記憶装置105には、当該遊技場にて発行されたビジターカードを管理するための図示しないカードマスターテーブルが記憶されており、該カードマスターテーブルには、ビジターカードのカードID毎に、当該ビジターカードを発行した処理装置を特定可能な

50

情報である前記カードユニット3或いは発行装置23に固有に付与された装置IDと、該発行処理に供された発行額に相当する発行度数と、該発行度数から後述の貸出処理に使用された使用度数と、前記発行度数のうち未だ貸出処理に使用されていない残存度数等の各情報が対応付けて登録されていて、これらカードマスター・テーブルに登録されている残存度数と対応するビジターカードに記録されている残存度数とが一致するように記憶、管理されている。

【0052】

次いで、本実施例に用いた管理サーバ12の構成について図9に基づいて説明すると、該管理サーバ12は、コンピュータ内部にてデータの送受を行うデータバス160に、該管理サーバ12が実施する後述する各種処理を行うCPU162、ワームメモリ等として使用されるRAM163、時刻情報やカレンダ情報を出力するRTC164、磁気ディスクや光磁気ディスクから成り、前記CPU162が実施する各種処理内容が記述されたプログラムや後述する各種テーブルやデータベースを記憶するための記憶装置165、該管理サーバ12への入力や管理サーバ12の操作を実施する操作用端末167を接続するための端末用インターフェイス(I/F)166、各クレジットカード会社やクレジットカード会社から管理委託を受けているデータセンターとの双方向のデータ通信を行うための通信装置180を接続するための通信部169、予め管理登録された各登録遊技場に設置されている前記システムコントローラ100と電話回線を通じて双方向のデータ通信を可能とするためのデジタルサービスユニット(DSU)161が接続された比較的処理能力に優れたコンピュータである。

10

20

【0053】

また、前記CPU162は、前記記憶装置165に記憶されている処理プログラムに基づいて、予め管理登録された各登録遊技場において発行された遊技用記録媒体であるビジターカードの発行状況や該発行金額、各ビジターカードから遊技に使用された使用度数や各ビジターカードの残存度数等のビジターカードに関する情報に基づいてビジターカードの管理処理を実施する。

【0054】

さらに前記CPU162は、処理プログラムに基づいて、前記システムコントローラ100から利用確認要求を受信した際に、該利用確認要求に含まれるクレジットカードIDの利用可否を、クレジットカード管理データベース(DB)に記憶されている利用可能額に基づいて特定し確認するクレジット利用可否確認処理を実施する。

30

【0055】

さらに前記CPU162は、処理プログラムに基づいて、各登録遊技場における会員カードを所持或いは所持予定の会員遊技者が所有するクレジットカードの利用可否を判定可能な利用可否情報として、各クレジットカードの利用可能額を前記通信装置180を介して接続されている各クレジットカード会社(データセンタ)から入手するクレジット情報入手処理を実施する。

【0056】

さらに前記CPU162は、処理プログラムに基づいて、各クレジットカード会社から1日に1回、各登録遊技場の営業開始前の所定時間帯において予め入手した利用可能額を各クレジットカードのクレジットカードIDに対応付けて後述するクレジットカード管理データベース(DB)に記憶、管理する利用可否情報記憶管理処理を実施する。

40

【0057】

さらに前記CPU162は、処理プログラムに基づいて、クレジット利用可否確認処理にて特定した利用可能額を特定可能な利用可能額データを利用確認結果情報(利用可能額情報)としてシステムコントローラ100に送信する利用確認結果情報送信処理(利用可能額情報送信処理)を実施する。

【0058】

さらに前記CPU162は、処理プログラムに基づいて、各登録遊技場に設けられたシステムコントローラ100から送信されてくる利用情報を受信して、該利用情報に基づく発

50

行履歴をカード発行履歴テーブルに登録することで各登録遊技場における利用情報を収集する利用情報収集処理を実施する。

【0059】

さらに前記CPU162は、処理プログラムに基づいて、前記利用情報収集処理にて収集した利用情報を前記通信装置180を介して接続されている各クレジットカード会社（データセンタ）に送信する利用情報送信処理を実施する。

【0060】

さらに前記CPU162は、処理プログラムに基づいて、各クレジットカード毎の所定期間（1ヶ月）のクレジット利用によるビジターカードの発行額である利用金額を集計してその月の合計利用金額である当月利用合計額を算出する利用金額集計処理を行う。

10

【0061】

さらに前記CPU162は、処理プログラムに基づいて、前記にて集計した当月利用合計額を予め定められた発行利用限度額とから差し引いて当月利用可能残額を算出し、該算出した当月利用可能残額と前記クレジット情報入手処理にて入手したクレジットカードの利用可能額とから、当該クレジットカードを所有する会員遊技者の利用可能額を特定する発行利用可能額特定処理を実施するとともに、該特定した利用可能額をシステムコントローラ100に対して送信（返信）する利用可能額情報送信処理を実施する。

【0062】

さらに前記CPU162は、処理プログラムに基づいて、前記システムコントローラ100からの利用登録可否確認要求の受信に基づいてクレジットカードの認証要求を前記通信装置180を介して接続されている各クレジットカード会社（データセンタ）に送信する認証要求送信処理を実施する。

20

【0063】

さらに前記CPU162は、処理プログラムに基づいて、前記認証要求送信処理における認証要求の送信に基づいて各クレジットカード会社（データセンタ）から返信されてくる認証結果に基づいてクレジットカードの認証可否を特定し、該特定した認証可否が認証可であるときに、当該クレジットカードの利用登録を可能とする旨を特定可能な利用登録確認情報をシステムコントローラ100に返信する利用登録確認情報送信処理等を実施する。

【0064】

30

また、前記記憶装置165には、これらの各処理を実施するための処理プログラムに加えて、図10に示すクレジットカード管理データベースや、図11に示すカード発行履歴テーブルが記憶されている。

【0065】

まず、本実施例のクレジットカード管理データベースには、図10に示すように、各登録遊技場において会員カードを所持或いは所持予定の会員遊技者が所有するクレジットカードのクレジットカードIDに対応付けて、各クレジットカードの有効期限や、1日に1回、各登録遊技場の営業開始前の所定時間帯において予め各クレジットカード会社（データセンタ）から入手した各クレジットカードの利用可能額や、各クレジットカード毎の所定期間（1ヶ月）のクレジット利用によるビジターカードの発行額である利用金額の集計金額である当月利用合計額や、該当月利用合計額を予め定められた発行利用限度額（本実施例では50000円）から差し引いた金額である当月利用可能残額とが対応付けて記憶されている。

40

【0066】

このように、本実施例では、各クレジットカードの利用可否を判定可能な利用可否情報としての各クレジットカードの利用可能額（例えば、クレジットカードIDが「Z Z Z Z - y y y y - s s s s - t t t t」のように、利用可能額が「0」であれば利用不可であると判定できる）を、予め各クレジットカード会社（データセンタ）から入手して前記クレジットカード管理データベースに記憶するようにしてあり、このようにすることは、その都度、クレジットカードの利用可能額をクレジットカード会社（データセンタ）から入手

50

する場合に比較して、クレジットカード管理データベースの記憶内容に基づいてクレジットカードの利用可否の確認を迅速に実施できるようになることから好ましいが、本発明はこれに限定されるものではなく、これらクレジットカードの利用可否の確認を、確認の必要が生じる毎にクレジットカードの利用可能額をクレジットカード会社（データセンタ）から入手するようにしても良い。

【0067】

また、本実施例のカード発行履歴テーブルには、図11に示すように、各登録遊技場に設置されているシステムコントローラ100から送信されてくる利用情報に基づいて、該利用情報に含まれる発行時刻、発行されたビジターカードのビジターカードID、利用種別（貨幣による発行には「現金」が登録され、クレジットの利用による発行には「クレジット」が登録される）、クレジットカードID（クレジット利用のみ）、発行金額、発行装置が登録されるとともに、該利用情報を送信してきたシステムコントローラ100が設置されている登録遊技場を個々に特定可能な遊技場IDが発行遊技場に登録されることで、クレジットを利用してのビジターカードの発行を含む各登録遊技場におけるビジターカードの発行履歴が全て収集、管理されるとともに、利用種別に「クレジット」が登録されているクレジットを利用してのビジターカードの発行の場合には、該発行履歴におけるクレジットカードIDと発行金額（利用金額）とを含む利用情報をクレジットカード会社に送信することにより、該発行履歴に対応する利用情報送信の項目に「済み」が記憶されるようになっている。10

【0068】

尚、図11には本日分のカード発行履歴テーブルを示すが、前記記憶装置165には本日以前の所定期間（本実施例では1週間）のカード発行履歴テーブルが記憶、保持されている。20

【0069】

以下、本実施例の遊技用システムの処理状況について説明する。まず、クレジットカードの利用登録における処理状況を図13、図14、図15に基づいて説明する。会員遊技者が自分のクレジットカードをビジターカードの発行に使用したい場合には、自分のクレジットカードと発行済みである場合には会員カードとを店員に渡す。尚、新規に会員登録して会員カードの発行時にクレジットカードの利用登録を行う場合にはクレジットカードのみを渡す。30

【0070】

該クレジットカードと会員カード（発行済みの場合のみ）を受け取った店員は、まず、システムコントローラ100において図示しない新規クレジットカード利用登録メニューを選択し、表示装置107に図14に示す新規クレジットカード利用登録画面を表示させる。40

【0071】

該新規クレジットカード利用登録画面の表示に基づいて、システムコントローラ100に接続されているカードリーダ115に発行済みの会員カード或いは発行予定の会員カードとクレジットカードとを挿入することで、該挿入された会員カードに記録されている会員IDと会員カードIDと、挿入されたクレジットカードに記録されているクレジットカードIDが読み取られて、新規クレジットカード利用登録画面に表示された会員IDと会員カードID並びにクレジットカードIDに自動的に入力されるとともに、該読み取り後に会員カードとクレジットカードがカードリーダ115から自動排出される。

【0072】

次いで、クレジットカードにエンボス加工により表記されている有効期限を新規クレジットカード利用登録画面のクレジットカード情報に設けられている有効期限に選択入力した後、該利用登録画面の下部位置に設けられている「登録」の選択入力部を選択入力する。

【0073】

この「登録」の選択入力に基づいて、システムコントローラ100のCPU102は、新規クレジットカード利用登録画面に入力されたクレジットカードIDと利用期限とを含む50

利用登録可否確認要求をプリペイドカード管理会社に設置されている管理サーバ12に送信する。

【0074】

該利用登録可否確認要求を受信に基づいて、管理サーバ12のCPU162は、受信した利用登録可否確認要求に含まれるクレジットカードIDと利用期限とを含む認証要求を、クレジットカードIDから特定される当該クレジットカードを発行したクレジットカード会社（データセンタ）に対して送信する。

【0075】

この認証要求を受信したクレジットカード会社（データセンタ）では、該認証要求に含まれるクレジットカードIDと利用期限とから該クレジットカードの認証を実施し、前記認証要求を送信してきた管理サーバ12に該認証結果（認証可／認証不可）を返信する。

10

【0076】

この認証結果の受信に基づいて、管理サーバ12のCPU162は、受信した認証結果から認証の可否を特定し、認証可ならば前記利用登録可否確認要求に含まれるクレジットカードIDと当該クレジットカードの利用登録を可能とする旨を特定可能な利用登録確認情報を送信し、認証不可ならば前記利用登録可否確認要求に含まれるクレジットカードIDと当該クレジットカードの利用登録を不可とする旨を特定可能な利用登録不可情報を利用登録可否確認要求を送信してきたシステムコントローラ100に対して返信する。

【0077】

該管理サーバ12からの利用登録確認情報の受信に基づいて、システムコントローラ100のCPU102は、利用登録が可能であると断定し、前記新規クレジットカード利用登録画面に表示されている会員IDと会員カードID並びにクレジットカードIDと利用期限とを、前記会員情報テーブルに会員IDと会員カードIDが既に登録されている場合には、会員IDと会員カードIDに対応付けてクレジットカードIDと利用期限を登録し、前記会員情報テーブルに会員IDと会員カードIDが登録されていない場合には、会員IDと会員カードID並びにクレジットカードIDと利用期限とを対応付けて記憶することで、システムコントローラ100の表示装置107には、図15に示す新規登録完了が表示されることで、店員は会員カードとクレジットカードとを会員遊技者に返却し、会員遊技者は、カードユニット3やカード発行機23に会員カードを挿入することで、クレジットを利用したビジターカードの発行を受けることができるようになる。

20

【0078】

尚、これら会員IDと会員カードID並びにクレジットカードIDと利用期限とが新規に登録された場合には、暗証番号や該会員遊技者に関する情報を、図示しない会員情報登録画面から別途入力することで、該入力された暗証番号や会員情報が会員情報テーブルに登録される。

30

【0079】

また、前記管理サーバ12は、前記システムコントローラ100に対して利用登録確認情報を返信した後、前記利用登録可否確認要求に含まれるクレジットカードIDと利用期限とを図10に示すクレジットカード管理データベースに登録するとともに、該登録したクレジットカードの利用可能額を入手するために、該登録したクレジットカードIDを含む利用可能額入手要求をクレジットカード会社（データセンタ）に対して送信する。

40

【0080】

そして、該利用可能額入手要求の送信に基づいてクレジットカード会社（データセンタ）から返信されてくる利用可能額を、前記送信した利用可能額入手要求に含まれるクレジットカードIDに対応するクレジットカード管理データベースの利用可能額に登録することで、予め利用可能額を入手して登録するとともに、当月利用合計額には「0」を登録し、当月利用可能残額には、発行利用限度額である50000円を登録する。

【0081】

尚、本実施例では、前述したように、認証要求と利用可能額入手要求とを個別にクレジットカード会社（データセンタ）に対して送信するようにしているが、本発明はこれに限定

50

されるものではなく、認証要求の送信に代えて利用可能額入手要求を送信し、該利用可能額入手要求に対して返信されてくる利用可能額が「0」であれば認証不可とし、利用可能額が「0」でなければ利用可として判断するようにしても良い。

【0082】

次いで、会員遊技者が会員カードを使用してビジターカードの発行を受ける場合の処理について、図12、図16に基づいて説明する。

【0083】

会員遊技者がカードユニット3或いはカード発行機23にてビジターカードの発行を受けたい場合には、前記カード挿入口319または会員カード挿入口402に会員カードを挿入するとともに、カードユニット3の場合には発行ボタン316を押圧操作すると、前記会員カード用表示部314または表示部404に暗証番号の入力を促す所定表示(図16参照)が表示されることで、前記テンキー315またはテンキー423から暗証番号を入力すると、前記会員カード用表示部314または表示部404には照会中を示す表示が表示される(図16参照)。

10

【0084】

尚、カードユニット3において前記会員カードの挿入後に再プレイボタン317を押圧操作した場合には、暗証番号の受付けによる照会が実施された後、貯玉を使用しての払戻処理が実施される。

【0085】

前記暗証番号の受付けに基づいて、カードリーダライタ327またはカードリーダ413により挿入された会員カードから読み取られた会員カードIDと前記テンキー315から入力された暗証番号とカードユニット3またはカード発行機23に個別に付与された装置IDとを含む発行許諾要求がシステムコントローラ100に対して送信される。

20

【0086】

この発行許諾要求を受信したシステムコントローラは、該受信した発行許諾要求に含まれる会員カードIDと暗証番号とが前記会員情報テーブルに記憶されている会員カードIDと暗証番号とに一致するかを照合し、一致する場合には、会員情報テーブルにおいて会員カードIDに対応付けて登録されているクレジットカードIDと利用期限とを特定し、該特定したクレジットカードIDと利用期限と遊技場IDとを含む利用確認要求を管理サーバ12に対して送信する利用確認要求送信処理を実施する。

30

【0087】

この利用確認要求を受信した管理サーバ12は、該受信した利用確認要求に含まれるクレジットカードIDと利用期限とが前記クレジットカード管理データベースの記憶内容と一致するかを照合するとともに、一致する場合には、該クレジットカードIDに対応して登録されている利用可能額が「0」でないか、つまり、「0」である場合には利用不可と判定し、「0」でない、具体的には本実施例では利用可能額の最少単位が1000円なので、少なくとも1000円以上の利用可能額が存在する場合には利用可能と判定することで、クレジットカードの利用可否を判定して確認するクレジット利用可否確認処理を実施する。

30

【0088】

そして、クレジットカード管理データベースにおいてクレジットカードIDに対応付けて記憶されている利用可能額と当月利用可能残額とを比較し、当月利用可能残額がクレジットカード会社より入手した利用可能額以下であるときには該当月利用可能残額を特定可能な利用可能額データを、前記利用確認要求を送信してきたシステムコントローラ100に対して利用確認結果情報並びに利用可能額情報として返信し、当月利用可能残額がクレジットカード会社より入手した利用可能額を特定可能な利用可能額データを、前記利用確認要求を送信してきたシステムコントローラ100に対して利用確認結果情報並びに利用可能額情報として返信する。具体的に、図10に示すクレジットカード管理データベースの登録内容を例に説明すると、クレジットカードIDが「AAAAA-BBBBB-CCCCC-DDDD」のクレジッ

40

50

トカードの場合には、当月利用可能残額が20000円であって、クレジットカード会社より入手した利用可能額である22000円以下であることから、当月利用可能残額である20000円を特定可能な利用可能額データがシステムコントローラ100に対して送信され、クレジットカードIDが「NNNN-nnnnn-GGGG-cccc」のクレジットカードの場合には、当月利用可能残額が47000円であって、クレジットカード会社より入手した利用可能額である30000円よりも上回ることから、このクレジットカード会社より入手した利用可能額である30000円を特定可能な利用可能額データがシステムコントローラ100に対して送信（返信）される。

【0089】

尚、本実施例では、返信される利用可能額情報である利用可能額データにより特定される金額が存在する場合には、当該クレジットカードの利用可否を特定可能であることから利用確認結果情報並びに利用可能額情報として利用可能額データのみを返信するようしているが、本発明はこれに限定されるものではなく、これら利用可能額データとともにクレジットカードの利用可否の確認結果を特定可能な情報を返信するようにしたり、利用可能額情報を送信しない場合には、クレジットカードの利用可否の確認結果を特定可能な情報をのみを返信するようにしても良い。

10

【0090】

この利用確認結果情報並びに利用可能額情報としての利用可能額データを管理サーバ12から受信したシステムコントローラ100は、利用可能額データから特定した金額が「0」ではなく、存在する場合において発行を許諾し、発行許諾要求を送信してきたカードユニット3またはカード発行機23に対し利用可能額データにより特定される金額である利用可能額の情報を含む発行許諾を返信する。

20

【0091】

この発行許諾を受信したカードユニット3またはカード発行機23は、該発行許諾に含まれる利用可能額を特定し、該利用可能額を会員カード用表示部314または表示部404に表示する（図16参照）。尚、カードユニット3の会員カード用表示部314においては、利用可能額が該利用可能額に相当する度数として表示される。

【0092】

該会員カード用表示部314への利用可能額に相当する度数の表示に伴ってカードユニット3においては、利用可能額の範囲内の所定金額である1000円に相当する10度数をビジターカード装着口318に装着されているビジターカードに記録することでビジターカードの発行を実施した後、この記録した10度数の全てを使用して対応するパチンコ機2に対してパチンコ玉の貸出を実施させるクレジット発行貸出処理が実施されるとともに、ビジターカード装着口318に装着されているビジターカードのビジターカードIDと発行額と受付け中の会員カードIDと装置IDとを含む発行情報がシステムコントローラ100に送信される。尚、システムコントローラ100では、これらカードユニット3からの発行情報の受信の場合には、該発行とともに該発行額が遊技に使用されたものと判断する。

30

【0093】

また、表示部404への利用可能額の表示（図16参照）に伴ってカード発行機23においては金額入力キー422からの発行額の入力受付けが実施され、該入力された発行額が表示部404に表示されている利用可能額の範囲内である場合において、カードリーダライタ415にて新たに発行するビジターカードに記録されているビジターカードIDの読み取りが実施され、該ビジターカードに発行額に相当する大きさの度数データの書きが実施された後、該ビジターカードがカード発行口406から、会員カードが会員カード挿入口402から排出されるとともに、該ビジターカード並びに会員カードの排出が前記発行インジケータ407と会員カードインジケータ403の点滅点灯により報知され、該ビジターカードの発行に使用された金額と前記利用可能額から発行に使用された金額を差し引いた新たな利用可能額が印字されたレシートがプリンタ414にて印刷されてレシート排出口408から排出され、該レシートの発行がレシートインジケータ409の点滅点灯に

40

50

より報知される。

【0094】

これらビジターカードの発行を実施した後、カード発行機23からは、発行したビジターカードのビジターカードIDと発行額と該発行に使用された会員カードの会員カードIDと装置IDとを含む発行情報がシステムコントローラ100に送信される。

【0095】

この発行情報を受信したシステムコントローラ100は、該発行情報に含まれるビジターカードIDと発行額と装置IDとに基づいて、カードマスターテーブル(図示略)の記憶情報を更新することで、該発行されたビジターカードをカードユニット3の前記カード挿入口319に挿入して貸出処理を受けることができるようになるとともに、該発行情報に含まれる会員カードIDと会員情報テーブルの記憶情報とに基づいて、該発行に使用された会員カードを所持する会員遊技者の所有するクレジットカードのクレジットカードIDを特定し、発行情報に含まれる会員カードIDに代えて該特定したクレジットカードIDを含むとともに、遊技場IDと該発行の利用種別(クレジット)と発行情報を受信した時刻である発行時刻とが付加された利用情報を管理サーバ12に送信する利用情報送信処理等を実施する。

10

【0096】

この利用情報の受信に基づいて管理サーバ12は、該利用情報に含まれる発行時刻とビジターカードIDと利用種別とクレジットカードIDと発行額と装置IDと遊技場IDとを図11に示すカード発行履歴テーブル(本日分)に発行履歴として記憶することでクレジットの利用情報を収集する。更に、該発行額を、クレジットカード管理データベースにおいて当該発行履歴のクレジットカードIDに対応付けて記憶されている当月利用合計額に加算更新するとともに利用可能額から減算更新し、該加算更新後の当月利用合計額を発行利用限度額から減じた金額に当月利用可能額を更新する。

20

【0097】

そして、このようにしてカード発行履歴テーブル(本日分)に収集した各発行履歴について、利用情報送信の項目に「済み」が登録されておらず利用種別に「クレジット」が登録されている発行履歴に関し、その発行履歴に含まれるクレジットカードIDと発行金額(利用金額)とを含む利用情報を、当該クレジットカードIDから特定されるクレジットカード会社(データセンタ)に送信する利用情報送信処理を実施した後、該利用情報として送信した発行履歴に対応する利用情報送信の項目の登録内容を「済み」に更新する。

30

【0098】

この利用情報を受信した各クレジットカード会社(データセンタ)では、該利用情報に含まれる発行金額(利用金額)の決済が、該利用情報に含まれるクレジットカードIDから特定されるクレジットカードの所有者が銀行口座を有する金融機関との間において実施される。

【0099】

以上、本発明の実施例のようにすれば、遊技用記録媒体であるビジターカードの発行をクレジットカードにて実施する場合において、該クレジットカードの利用可否が、プリペイドカード会社に設置された管理サーバ12並びに通信装置180がクレジットカードの利用可否情報である利用可能額を入手するクレジット情報入手手段として機能することで、プリペイドカード会社に設置された管理サーバ12が、これら入手した利用可能額に基づいてクレジットカードの利用可否を特定し、該特定した利用可否を特定可能な利用確認結果情報である利用可能額をビジターカードを発行する各登録遊技場に設置されたシステムコントローラ100に送信し、利用確認結果情報としての利用可能額から特定されるクレジットカードの利用可否が利用可能である、つまり利用可能額が「0」ではない場合において該利用可能額の範囲内の金額に相当するビジターカードが発行されることで、これらクレジットカードの利用確認が、既に各登録遊技場と接続されている遊技用記録媒体管理機関であるプリペイドカード会社を通じて実施されるようになるため、従来のように各クレジットカード会社と各遊技場とを個々に接続する場合に比較して、多大な費用を必要と

40

50

する事がなくシステムを構築する事ができるばかりか、システムの運用に要する通信コストも低く抑える事ができるとともに、これらプリペイドカード会社と各登録遊技場との間のデータ通信環境は、比較的高いセキュリティレベルに保たれているため、これらクレジットカードの利用に伴うセキュリティの確保に要するコストも抑える事もできる。

【0100】

また、会員遊技者は、クレジットを使用したビジターカードの発行に際してクレジットカードを一々遊技場に持参する必要がなく、会員遊技者の利便性を向上できるとともに、会員カードを使用することで、暗証番号による本人確認が実施されるようになるため、仮に本人以外の遊技者が拾った会員カードを用いてビジターカードの発行をすることも回避できるようになる。このように、暗証番号による本人確認の実施は、なりすましによる使用等を回避できるようになることから好ましいが、本発明はこれに限定されるものではなく、これらクレジット使用によるビジターカードの発行に際して暗証番号による本人確認を実施しないようにしても良い。

10

【0101】

以上、本発明の実施形態を図面により前記実施例にて説明してきたが、本発明はこれら実施例に限定されるものではなく、本発明の主旨を逸脱しない範囲における変更や追加があつても本発明に含まれることは言うまでもない。

【0102】

例えば、前記実施例では、プリペイドカード会社に設置されている管理サーバ12から送信される利用確認結果情報としての利用可能額を、システムコントローラ100が中継して、カードユニット3やカード発行機23に利用可能額を含む発行許諾として送信するようしているが、本発明はこれに限定されるものではなく、これらシステムコントローラ100を介さずに管理サーバ12から送信される利用確認結果情報である利用可能額が、カードユニット3やカード発行機23に直接送信されるようにしても良い。

20

【0103】

また、前記実施例においては、システムコントローラ100が会員用記録媒体である会員カードの管理を実施するようしているが、本発明はこれに限定されるものではなく、システムコントローラ100に代えて、各会員遊技者が所有するクレジットカードのクレジットカードIDを含む会員遊技者並びに会員用記録媒体である会員カードに関する情報を個別のコンピュータ（会員管理コンピュータ）にて実施し、システムコントローラ100が該コンピュータ（会員管理コンピュータ）に対して、カードユニット3やカード発行機23からの発行許諾要求の受信時に、会員カードIDに対応するクレジットカードIDや利用期限を問い合わせて入手するようにしても良い。

30

【0104】

また、前記実施例では、会員用記録媒体である会員カードに、会員IDと会員用記録媒体特定情報としての会員カードIDとを記録するようしているが、本発明はこれに限定されるものではなく、これらのいずれか一方のみを会員並びに会員用記録媒体を特定可能な情報として記憶するようにしても良い。

【0105】

また、前記実施例では、クレジットカード会社（データセンタ）からクレジットカードの利用可否を特定可能な利用確認結果情報としてクレジットカードの利用可能額を入手し、該入手した利用可能額と前記当月利用可能額（図10参照）とから決定される利用可能額が、システムコントローラ100を介してカードユニット3やカード発行機23に送信されて、該利用可能額の範囲内の所定額に相当する大きさの度数が記録されたビジターカードが発行されるようになっているが、本発明はこれに限定されるものではなく、前記管理サーバ12は、これらクレジットカードの利用可能額をクレジットカード会社（データセンタ）から入手せずに、クレジットカードの利用可否の情報のみを入手して、該クレジットカードの利用可否の情報をシステムコントローラ100を経由、或いはシステムコントローラ100を経由することなくカードユニット3やカード発行機23に送信するように

40

50

しても良い。

【0106】

また、前記実施例では、図10に示すクレジットカード管理データベースにおいて、各クレジットカード毎に当月利用合計額を集計するとともに、該集計した当月利用合計額を発行利用限度額である50000円から差し引いた金額である当月利用可能残額を算出し、該当月利用可能残額とクレジットカード会社（データセンタ）から入手した利用可能額の内、いずれか小さい方の金額を利用可能額としてシステムコントローラ100に送信するようにしており、このようにすることは、これら送信された利用可能額の範囲内の所定額に相当するビジターカードしか発行されないため、遊技用記録媒体管理機関であるプリペイドカード会社はクレジットカード会社（データセンタ）から入手した利用可能額とは個別にクレジットカードによるビジターカードの過度の発行利用を抑止することができるこ¹⁰とから好ましいが、本発明はこれに限定されるものではなく、これら当月利用合計額の集計や発行利用限度額の設定による当月利用可能残額の算出、並びに該当月利用可能残額とクレジットカード会社（データセンタ）から入手した利用可能額との比較に基づく利用可能額の特定、送信を実施せずに、クレジットカード会社（データセンタ）から入手した利用可能額をシステムコントローラ100に送信することにより、これらクレジットカード会社（データセンタ）から入手した利用可能額に基づいたビジターカードの過度の発行利用を抑止するようにしても良い。

【0107】

また、前記実施例では、発行利用限度額を50000円としているが、本発明はこれに限定されるものではなく、これを管理サーバ12の操作用端末167において、適宜に設定変更できるようにしても良いし、更には、前月の利用合計額の実績から、各クレジットカード毎に発行利用限度額を個々に設定できるようにしても良い。

20

【0108】

また、前記実施例では、図16に示すようにカード発行機23の表示部404や、カードユニット3の会員カード用表示部314に前記管理サーバ12から送信され、システムコントローラ100にて中継された利用可能額が表示により報知されるようになっており、このようにすることは、遊技者は、自分がクレジットを利用してビジターカードの発行に使用できる利用可能額を確認できることから好ましいが、本発明はこれに限定されるものではなく、これら利用可能額の報知を音声等により報知するようにしても良いし、更には、これら利用可能額の表示（報知）を行わない構成としても良い。

30

【0109】

また、前記実施例では、管理サーバ12がクレジットを使用したビジターカードの発行履歴を含む各登録遊技場における発行履歴を、図11に示すカード発行履歴テーブルに収集、管理し、該収集した発行履歴の内、クレジットを使用したビジターカードの発行履歴を利用情報としてクレジットカード会社（データセンタ）に送信するようにしてあり、このようにすることは、クレジットカード会社に利用情報が遊技用記録媒体管理機関であるプリペイドカード会社を通じてクレジットカード会社（データセンタ）に送信されるようになるため、これら決済のための利用情報の収集のために、各登録遊技場とクレジットカード会社（データセンタ）とを個々に接続する必要がなく、システムの構築費用をより低減⁴⁰することができることから好ましいが、本発明はこれに限定されるものではなく、これら利用情報を各登録遊技場からクレジットカード会社（データセンタ）に送信するようにしても良い。

【0110】

また、前記実施例では、新たなクレジット利用登録に際して、クレジットカード会社（データセンタ）への認証要求をプリペイドカード会社を通じて送信するようにしてあり、このようにすることは、これら新たな利用登録に伴う認証確認のために、各登録遊技場とクレジットカード会社（データセンタ）とを個々に接続する必要がなく、システムの構築費用をより低減⁵⁰することができることから好ましいが、本発明はこれに限定されるものではなく、これら認証確認のための認証要求を各登録遊技場からクレジットカード会社（データセンタ）に送信するようにして

タセンタ)に送信するようにしても良い。

【0111】

また、前記実施例では、カードユニット3とカード発行機23とを個別に設けているが、本発明はこれに限定されるものではなく、これらのいずれか一方のみを設けるようにしても良い。尚、カードユニット3のみを設ける場合においては、カード発行機23において実施していた1000円以上のビジターカードの発行を、カードユニット3において実施できる構成としても良い。

【0112】

また、前記実施例では、会員用記録媒体である会員カードや遊技用記録媒体であるビジターカードとして、いずれも非接触のICカードを用いているが、本発明はこれに限定されるものではなく、これを磁気カードや接触型のICカードとしても良いし、バーコード等の所定の情報記録シンボル等が読み取り可能にプリントされた記録媒体等であっても良い。

10

【0113】

また、前記実施例に用いた会員カード、ビジターカードの形状はカード状とされているが、本発明はこれに限定されるものではなく、例えばコイン形状、円盤形状や球状、チップ状等その他の形状とされていても良い。

【0114】

また、前記実施例のカードユニット3とカード発行機23では、貨幣を用いてもビジターカードの発行が可能とされており、このようにすることは、これら貨幣によるビジターカードの発行機を個別に設ける必要がなく、限られた遊技場のスペースやパチンコ機周囲のスペースを有効に活用でき、貨幣によるビジターカードの発行ユニットをパチンコ機2に対応して設ける場合、遊技島への設置台数が低減することを回避できることから好ましいが、本発明はこれに限定されるものではなく、これら貨幣による発行機能を有しない構成としても良い。

20

【0115】

また、前記実施例では、カードユニット3が、挿入された会員カードの貯玉を使用してパチンコ機2にパチンコ玉の払出(払戻)を実施させる貯玉の再プレイ機能を有しているが、本発明はこれに限定されるものではなく、これら貯玉の再プレイ機能を有しないものであっても良い。

30

【0116】

また、前記実施例においては、遊技媒体としてパチンコ玉を用いる遊技機であるパチンコ機2を例に説明しているが、これら遊技媒体をコインや点数、更には画像式のパチンコ機やスロットマシン等における画像にて形成されたパチンコ玉やコイン等としても良く、これら遊技媒体は遊技において使用される媒体であれば、本発明の遊技媒体に含まれるものであり、その形態が限定されるものではない。

【0117】

また前記実施例では、遊技機であるパチンコ機2において使用される遊技用価値の形態として度数や該度数に相当する金額を用いているが、本発明はこれに限定されるものではなく、これら遊技用価値を所定のポイントや相当するパチンコ玉数やコイン数としても良く、その形態は任意に選択すれば良い。

40

【0118】

前記実施例における各要素は、本発明に対して以下のように対応している。

本発明の請求項1は、クレジットカード会社に接続された遊技用記録媒体管理機関に接続され、当該クレジットカード会社には直接接続されていない予め管理登録された登録遊技場において会員登録した会員遊技者が遊技を実施するための遊技用システムであって、前記登録遊技場において発行され、遊技に使用可能な遊技用価値(度数)の大きさを特定可能な遊技用価値特定情報(カードID)が記録された遊技用記録媒体(ビジターカード)の管理を行う前記遊技用記録媒体管理機関(プリペイドカード管理会社)に設けられ、前記会員遊技者が所有するクレジットカードの利用可否を判定可能な利用可否情報(利用

50

可能額)を、当該クレジットカードを発行したクレジットカード会社より入手するためのクレジット情報入手手段(管理サーバ12、通信装置180)と、前記登録遊技場に設けられ、該登録遊技場において前記会員遊技者に対して発行される会員用記録媒体(会員カード)に記録される該会員用記録媒体(会員カード)を個々に特定可能な会員用記録媒体特定情報(会員カードID)と、当該会員用記録媒体(会員カード)の所有者が所有するクレジットカードを個々に識別可能なクレジットカード識別情報(クレジットカードID)と、当該会員用記録媒体を所有する会員遊技者が過去の遊技にて獲得することで払い戻し可能に所有する貯蓄遊技媒体数とを対応付けて記憶、管理する会員情報記憶管理手段(システムコントローラ100、会員情報テーブル)と、前記会員用記録媒体を受付け、該受付けた会員用記録媒体に記録されている前記会員用記録媒体特定情報に対応付けて前記会員情報記憶管理手段に記憶されている貯蓄遊技媒体数のうちの所定数の遊技媒体の払い戻しを実施する払戻手段と、前記会員用記録媒体(会員カード)を受付け、該受付けた会員用記録媒体(会員カード)から前記会員用記録媒体特定情報(会員カードID)を読み取り、該読み取った会員用記録媒体特定情報(会員カードID)を送信するための会員用記録媒体処理手段(カードユニット3、カードリーダライタ327)と、前記会員用記録媒体処理手段(カードユニット3、カードリーダライタ327)から送信されてきた前記会員用記録媒体特定情報(会員カードID)と前記会員情報記憶管理手段(システムコントローラ100、会員情報テーブル)の記憶情報とに基づいて、前記会員用記録媒体処理手段(カードユニット3、カードリーダライタ327)にて受付けた会員用記録媒体(会員カード)の所有者が所有するクレジットカードのクレジットカード識別情報(クレジットカードID)を特定し、該特定したクレジットカード識別情報(クレジットカードID)と当該クレジットカードの利用確認を要求する旨の情報とを少なくとも含むクレジットカードの利用確認要求を、前記遊技用記録媒体管理機関(プリペイドカード管理会社)に対して送信する利用確認要求送信手段(システムコントローラ100、DSU111)と、前記遊技用記録媒体管理機関(プリペイドカード管理会社)に設けられ、前記利用確認要求送信手段(システムコントローラ100、DSU111)からの利用確認要求の受信に基づいて、当該利用確認要求に含まれるクレジットカード識別情報(クレジットカードID)から特定されるクレジットカードの利用可否を、前記クレジット情報入手手段(管理サーバ12、通信装置180)により入手した当該クレジットカードの利用可否情報(利用可能額)から特定して確認するクレジット利用可否確認手段(管理サーバ12;CPU169)と、該クレジット利用可否確認手段(管理サーバ12;CPU169)にて確認されたクレジットカードの利用可否を特定可能な利用確認結果情報(利用可能額データ)を前記登録遊技場に送信する利用確認結果情報送信手段(管理サーバ12;DSU161)と、前記登録遊技場に設けられ、前記利用確認結果情報送信手段(管理サーバ12;DSU161)から送信されてくる利用確認結果情報(利用可能額データ)から特定されるクレジットカードの利用可否が利用可能であることに基づいて、所定金額に相当する遊技に使用可能な遊技用価値(度数)の大きさを特定可能な遊技用価値特定情報(カードID)が記録された遊技用記録媒体(ビジターカード)を発行する遊技用記録媒体発行手段(カードユニット3、カード発行機23)と、を備える。

【0119】

本発明の請求項2は、前記遊技用記録媒体管理機関(プリペイドカード管理会社)に設けられ、前記クレジット情報入手手段(管理サーバ12、通信装置180)によって予めクレジットカード会社より入手した前記利用可否情報(利用可能額)を記憶するとともに、該利用可否情報(利用可能額)を更新、管理するための利用可否情報記憶管理手段(管理サーバ12;CPU169、記憶装置165)を備え、前記クレジット利用可否確認手段(管理サーバ12;CPU169)は、前記利用可否情報記憶管理手段(管理サーバ12;CPU169、記憶装置165)に記憶されている利用可否情報(利用可能額)に基づいて利用可否を特定、確認する。

【0120】

本発明の請求項3は、前記遊技用記録媒体管理機関(プリペイドカード管理会社)に設け

10

20

30

40

50

られ、クレジットカードの利用可能額をクレジットカード会社より入手する利用可能額入手手段（管理サーバ12、通信装置180）と、前記クレジット利用可否確認手段（管理サーバ12；CPU169）における確認結果が利用可であるときに、前記利用可能額入手手段（管理サーバ12、通信装置180）によって入手した利用可能額を特定可能な利用可能額情報（利用可能額データ）を前記登録遊技場に送信するための利用可能額情報送信手段（管理サーバ12；DSU161）と、を備え、前記遊技用記録媒体発行手段（カードユニット3、カード発行機23）は、前記利用可能額情報送信手段（管理サーバ12；DSU161）から送信されてきた利用可能額情報（利用可能額データ）から特定される利用可能額の範囲内の所定額に相当する大きさの遊技用価値（度数）を特定可能な遊技用価値特定情報（カードID）が記録された遊技用記録媒体（ビジターカード）を発行する。

10

【0121】

本発明の請求項4は、前記遊技用記録媒体管理機関（プリペイドカード管理会社）に設けられ、前記遊技用記録媒体発行手段（カードユニット3、カード発行機23）において遊技用記録媒体（ビジターカード）の発行に供された利用金額を各クレジットカード毎に集計するための利用金額集計手段（システムコントローラ100、管理サーバ12；クレジットカード管理DB）と、該利用金額集計手段（システムコントローラ100、管理サーバ12；クレジットカード管理DB）にて集計された所定期間（1ヶ月）における合計利用金額（当月利用合計額）と該所定期間ににおいて会員遊技者が利用可能として設定された発行利用限度額（50000円）とから、各時点における発行利用可能額（当月利用可能残額）を特定する発行利用可能額特定手段（管理サーバ12；CPU169）と、を備え、前記利用可能額情報送信手段（管理サーバ12；DSU161）は、前記発行利用可能額特定手段（管理サーバ12；CPU169）にて特定した発行利用可能額（当月利用可能残額）がクレジットカード会社より入手した利用可能額以下であるときには該発行利用可能額（当月利用可能残額）を特定可能な利用可能額情報（利用可能額データ）を前記登録遊技場に送信し、前記発行利用可能額特定手段（管理サーバ12；CPU169）にて特定した発行利用可能額（当月利用可能残額）がクレジットカード会社より入手した利用可能額を上回るときには該利用可能額を特定可能な利用可能額情報（利用可能額データ）を前記登録遊技場に送信する。

20

【0122】

30

本発明の請求項5は、前記遊技用記録媒体発行手段（カードユニット3、カード発行機23）は、前記利用可能額情報送信手段（管理サーバ12；DSU161）より送信されてくる利用可能額情報（利用可能額データ）から特定される利用可能額を報知する利用可能額報知手段（会員カード用表示部314、表示部404）を含む。

【0123】

本発明の請求項6は、前記遊技用記録媒体管理機関（プリペイドカード管理会社）に設けられ、前記遊技用記録媒体発行手段（カードユニット3、カード発行機23）において遊技用記録媒体（ビジターカード）の発行に供された利用金額と該遊技用記録媒体（ビジターカード）の発行に供された会員用記録媒体（会員カード）の会員用記録媒体特定情報（会員カードID）から特定されるクレジットカード識別情報（クレジットカードID）とを含む利用情報を収集するための利用情報収集手段（システムコントローラ100、管理サーバ12；カード発行履歴テーブル）と、該利用情報収集手段（システムコントローラ100、管理サーバ12；カード発行履歴テーブル）にて収集された利用情報をクレジットカード会社に送信するための利用情報送信手段（管理サーバ12、通信装置180）と、を備える

40

【0124】

本発明の請求項7は、前記登録遊技場に設けられ、該登録遊技場にて発行済みの会員用記録媒体（会員カード）或いは新たに発行しようとする会員用記録媒体（会員カード）に記録された前記会員用記録媒体特定情報（会員カードID）と、前記発行済みの会員用記録媒体（会員カード）の所有者或いは新たに発行しようとする会員用記録媒体（会員カード）

50

) の所有予定者が所有するクレジットカードのクレジットカード識別情報 (クレジットカードＩＤ) とを入力するための登録情報入力手段 (カードリーダ115) と、該登録情報入力手段 (カードリーダ115) から入力されたクレジットカード識別情報 (クレジットカードＩＤ) とクレジットカード識別情報 (クレジットカードＩＤ) から特定されるクレジットカードの利用登録の可否確認を要求する旨の情報を少なくとも含む利用登録可否確認要求を前記遊技用記録媒体管理機関 (プリペイドカード管理会社) に送信するための利用登録可否確認要求送信手段 (システムコントローラ100; DSU111) と、前記遊技用記録媒体管理機関 (プリペイドカード管理会社) に設けられ、前記利用登録可否確認要求送信手段 (システムコントローラ100; DSU111) からの利用登録可否確認要求の受信に基づいて、該受信した利用登録可否確認要求に含まれるクレジットカード識別情報 (クレジットカードＩＤ) と該クレジットカード識別情報 (クレジットカードＩＤ) から特定されるクレジットカードの認証を要求する旨の情報を含む認証要求を、当該クレジットカードを発行したクレジットカード会社に対して送信する認証要求送信手段 (管理サーバ12、通信装置180) と、該認証要求送信手段 (管理サーバ12、通信装置180) からの認証要求の送信に基づいてクレジットカード会社から返信されてくる認証結果に基づいて当該クレジットカードの認証可否を特定し、該特定した認証可否が認証可であるときに、当該クレジットカードの利用登録を可能とする旨を特定可能な利用登録確認情報を、前記利用登録可否確認要求を送信してきた登録遊技場に対して返信する利用登録確認情報送信手段 (管理サーバ12; DSU161) と、前記登録遊技場に設けられ、前記利用登録確認情報送信手段 (管理サーバ12; DSU161) からの利用登録確認情報の受信に基づいて、前記登録情報入力手段 (カードリーダ115) から入力された会員用記録媒体特定情報 (会員カードＩＤ) とクレジットカード識別情報 (クレジットカードＩＤ) とを対応付けて前記会員情報記憶管理手段 (システムコントローラ100、会員情報テーブル) に新たに登録させるための新規会員情報登録手段 (システムコントローラ100、CPU102) と、を備える。
10

【0125】

【発明の効果】

本発明は次の効果を奏する。

(a) 請求項1の発明によれば、遊技用記録媒体の発行をクレジットカードにて実施する場合において、該クレジットカードの利用可否が、前記クレジット情報入手手段によりクレジットカード会社より入手した当該クレジットカードの利用可否情報に基づいて、遊技用記録媒体管理機関に設けられたクレジット利用可否確認手段にて特定されて、該利用可否を特定可能な利用確認結果情報が遊技用記録媒体を発行する各登録遊技場に送信され、該利用確認結果情報から特定されるクレジットカードの利用可否が利用可能である場合に遊技用記録媒体が発行されることで、これらクレジットカードの利用確認が、既に各登録遊技場と接続されている遊技用記録媒体管理機関を通じて実施されるようになるため、システムの構築に際して従来のような多大な費用を必要とすることがない。
30

【0126】

(b) 請求項2の発明によれば、利用確認要求の受信毎に利用可否情報をクレジットカード会社より入手する場合に比較して、クレジットカードの利用可否の確認を迅速化することができる。
40

【0127】

(c) 請求項3の発明によれば、各クレジットカードの利用可能額の範囲内の所定額に相当する遊技用記録媒体しか発行されないため、クレジットカードによる遊技用記録媒体の過度の発行利用を抑止することができる。

【0128】

(d) 請求項4の発明によれば、予め定められた所定期間において会員遊技者が利用可能な発行利用限度額を設定しておくことで、該発行利用限度額と所定期間における合計利用金額とから特定される発行利用可能額が、前記クレジットカード会社より入手した利用可能額以下である場合には、該発行利用可能額を特定可能な利用可能額情報が遊技場に送信
50

されて、該発行利用可能額の範囲内の所定額に相当する遊技用記録媒体しか発行されないため、遊技用記録媒体管理機関はクレジットカードの利用可能額とは個別にクレジットカードによる遊技用記録媒体の過度の発行利用を抑止することができる。

【0129】

(e) 請求項5の発明によれば、遊技者は、自分がクレジットを利用して遊技用記録媒体の発行に使用できる利用可能額を確認することができる。

【0130】

(f) 請求項6の発明によれば、クレジットカード会社に利用金額とクレジットカード識別情報とを含む利用情報が遊技用記録媒体管理機関を通じてクレジットカード会社に送信されるようになるため、これら決済のための利用情報の収集のために、各遊技場とクレジットカード会社とを個々に接続する必要がなく、システムの構築費用をより低減することができる。10

【0131】

(g) 請求項7の発明によれば、新たなクレジットカードの利用を希望する会員の登録における認証確認も、遊技用記録媒体管理機関を通じて実施されるようになるため、これら新たな利用登録に伴う認証確認のために、各遊技場とクレジットカード会社とを個々に接続する必要がなく、システムの構築費用をより低減することができる。

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明の実施例における遊技用システムの構成を示す図である。

【図2】本発明の実施例において用いたパチンコ機並びにカードユニットの正面図である。20

【図3】本発明の実施例に用いたカードユニットの構成を示すブロック図である。

【図4】本発明の実施例に用いたカード発行機を示す外観斜視図である。

【図5】本発明の実施例に用いたカード発行機に設けられた操作部を示す前面図である。

【図6】本発明の実施例に用いたカード発行機の構成を示すブロック図である。

【図7】本発明の実施例に用いた各遊技場に設置されたシステムコントローラの構成を示すブロック図である。

【図8】本発明の実施例に用いた各遊技場に設置されたシステムコントローラにおけるカード管理DBを構成する会員属性情報テーブルの登録状況を示す図である。

【図9】本発明の実施例に用いたカード管理会社に設置された管理サーバの構成を示すブロック図である。30

【図10】本発明の実施例に用いたカード管理会社に設置された管理サーバにおけるクレジットカード管理データベース(DB)の構成を示す図である。

【図11】本発明の実施例に用いたカード管理会社に設置された管理サーバにおけるカード発行履歴テーブル(本日分)の構成を示す図である。

【図12】本発明の実施例を構成する各機器のカード発行における処理状況を示す図である。

【図13】本発明の実施例において新規にクレジットカード利用登録を行う際の処理状況を示す図である。

【図14】本発明の実施例において新規にクレジットカード利用登録を行う際にシステムコントローラの表示に装置に表示される新規クレジットカード利用登録画面を示す図である。40

【図15】本発明の実施例において新規にクレジットカード利用登録の完了時にシステムコントローラの表示に装置に表示される新規登録完了画面を示す図である。

【図16】本発明の実施例に用いたカード発行機の操作部に設けられた表示部の表示状況を示す図である。

【符号の説明】

3 カードユニット

1 2 管理サーバ

2 3 カード発行機

10

20

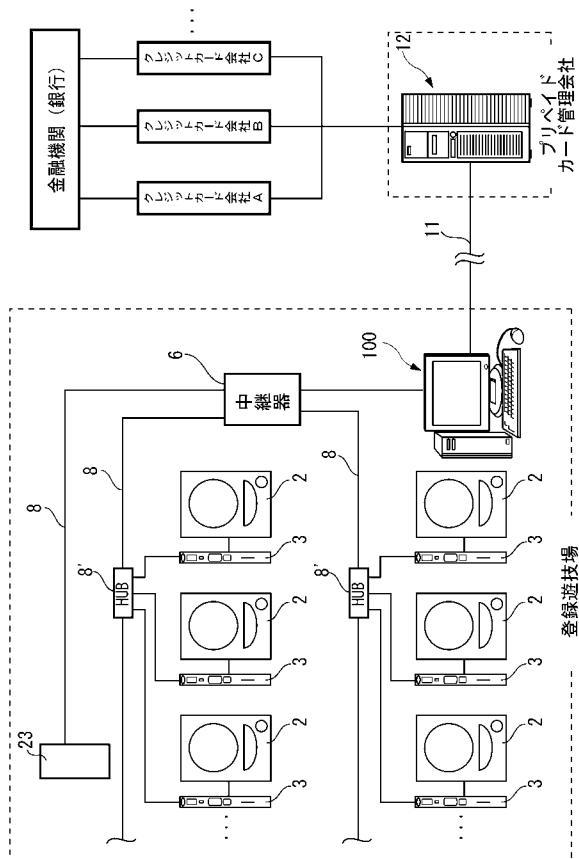
30

40

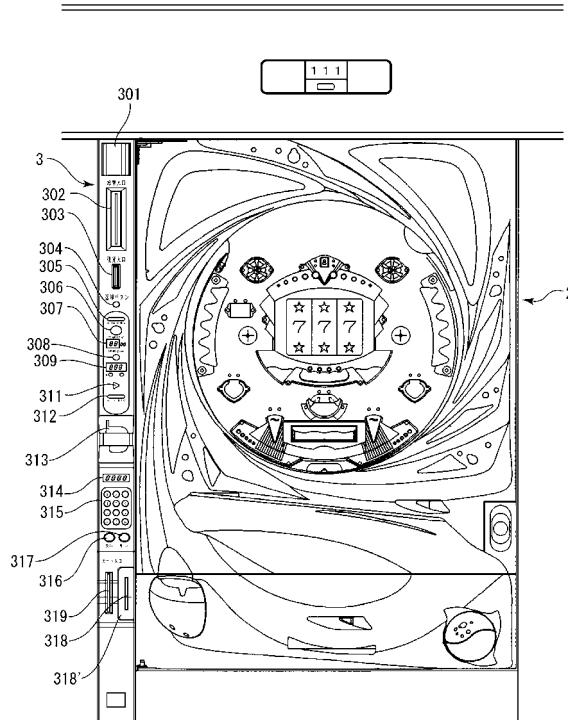
50

1 0 0	システムコントローラ
1 1 5	カードリーダ
1 6 5	記憶装置
1 8 0	通信装置
3 1 4	会員カード用表示部
3 2 7	カードリーダライタ
4 0 4	表示部

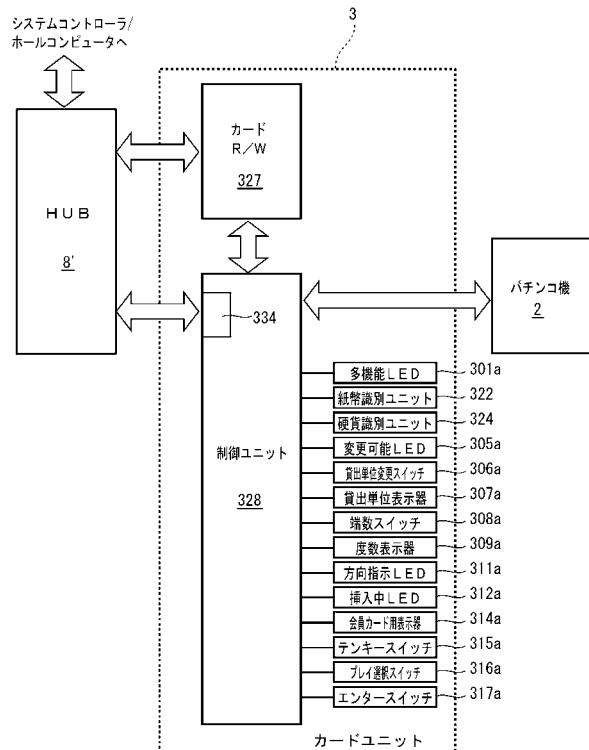
【 四 1 】



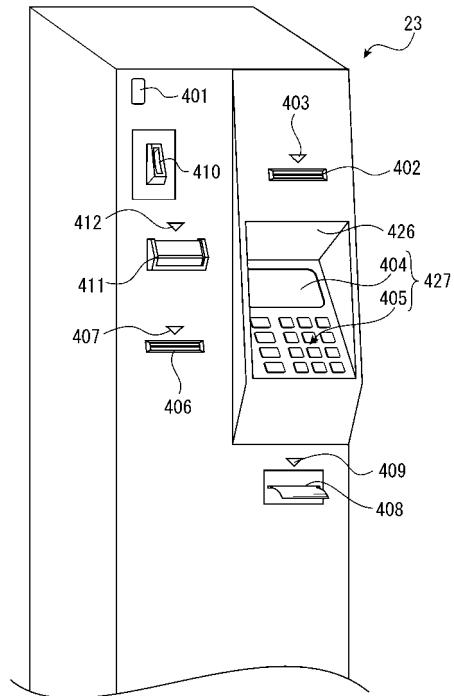
【 図 2 】



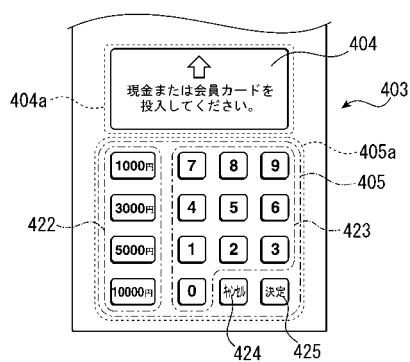
【図3】



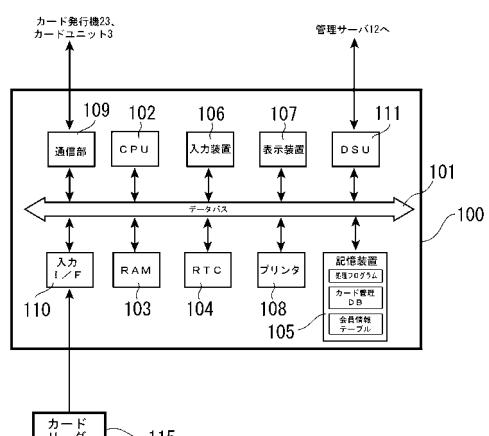
【図4】



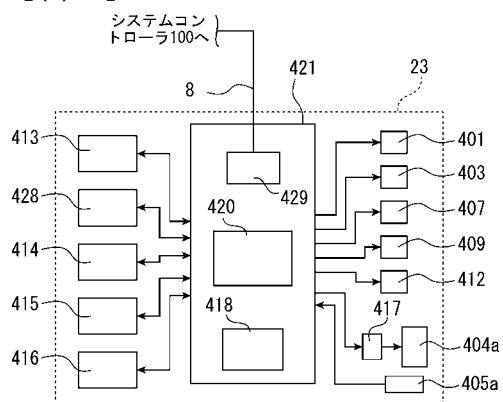
【図5】



【図7】



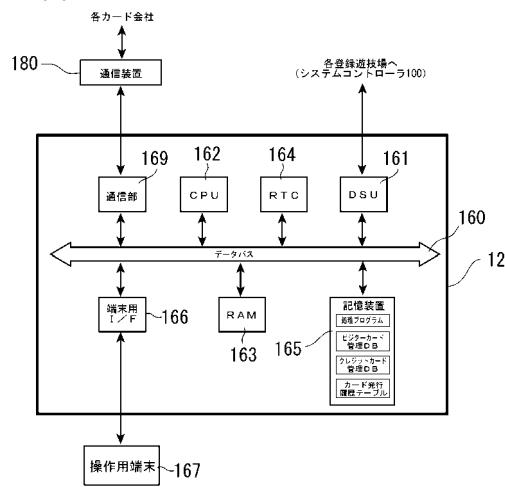
【図6】



【 四 8 】

【 図 1 1 】

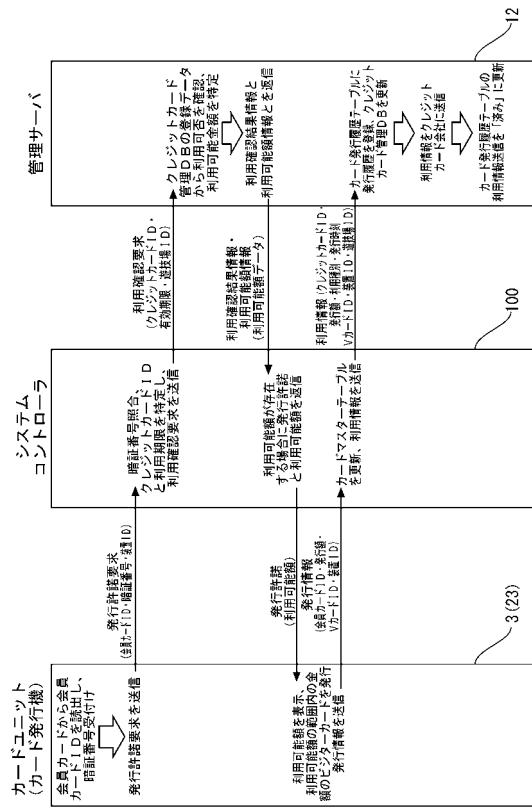
【 义 】



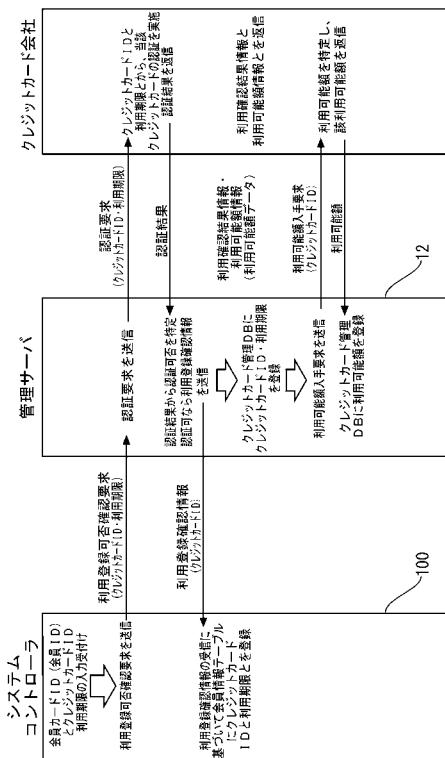
【図10】

クレジットカード管理

【図12】



【図13】



【図14】

Ver 1.0 新規クレジットカード利用登録 営業中

会員カード情報
会員ID: 0001-01-0000N
会員カードID: KC-XXXXXXXXXXXXXXN

クレジットカード情報
クレジットカードID: ZZZZ-YYYY-KKKK-VVVV
有効期限: 05月/2006年

登録

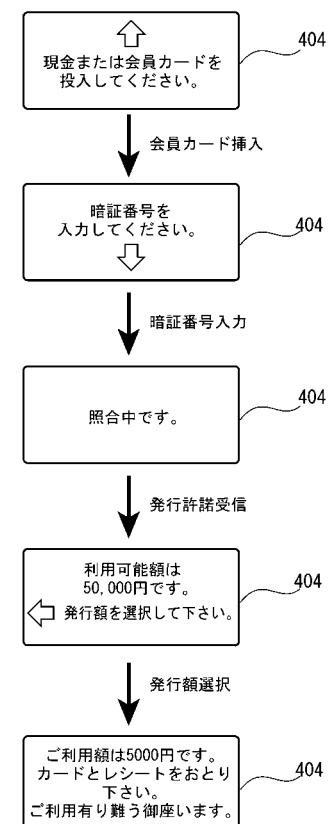
【図15】

Ver 1.0 新規クレジットカード利用登録 営業中

新規登録完了

会員ID: 0001-01-0000N
会員カードID: KC-XXXXXXXXXXXXXXN
クレジットカードID: ZZZZ-YYYY-KKKK-VVVV
有効期限: 05月/2006年

【図16】



フロントページの続き

(56)参考文献 特開平08-007001(JP,A)
特開平10-005415(JP,A)
特開2002-292075(JP,A)
特開平10-328388(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G06Q 10/00 - 50/00

A63F 7/02

G07F 7/08

G07F 7/12